

青森県子ども・若者の自殺危機対応チーム支援事業説明会記録

(併催:令和6年度市町村等自殺対策担当者連絡会)

日時:令和6年8月20日(火)

15:00~16:30

リモート開催

次第 ……(動画の経過時間)

- 1 開会 ……(0' 00")
- 2 座長挨拶 ……(2' 04")
- 3 青森県の自殺の現状等について (障がい福祉課) ……(6' 05")
- 4 子ども・若者の自殺関連行動に対応するための視点について (JSCP) ……(17' 22")
- 5 青森県子ども・若者の自殺危機対応チーム支援事業について (運営事務局) ……(40' 20")
- 6 質疑応答 ……(59' 29")
 - ① こころの相談窓口、いのちの電話、LINE 相談等の実績と分析について ……(59' 40")
 - ② 私学における県スクールソーシャルワーカーの活用可否について ……(1°04' 10")
 - ③ 本事業の利用における被相談者や家族からの同意の必要性について ……(1°04' 57")
 - ④ 子ども・若者対策事業の実施率やカウント方法について ……(1°07' 35")
 - ⑤ LINE 相談から相談支援機関への繋ぎについて ……(1°10' 26")
 - ⑥ 先行事例から見た本事業のメリットについて ……(1°12' 16")
- 7 閉会 ……(1°14' 30")

1 開会 (0' 00")

小島課長:ただいまから青森県子ども・若者の自殺危機対応チーム支援事業説明会を開催いたします。私は、本日進行を務めさせていただきます、青森県立精神保健福祉センター相談指導課長、小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この事業は、増え続ける子ども・若者の自殺への対策として、国を挙げて進められている様々な事業の中の一つであり、学校現場や市町村において、子ども・若者を支援している皆様に対して、専門的な支援者支援を提供するものです。今年度、青森県においても立ち上げられましたので、本日の説明会を通して、趣旨をご理解いただき、ご活用されますことをお願いいたします。なお、本説明会は、令和6年度市町村等自殺対策担当者連絡会との併催となっております。

春休み、夏休みなどの長期休み明けに子ども・若者の自殺が増える傾向にあるのは、皆様ご存知のことと思います。本説明会では、自殺防止に関わる相談事業などの様々な県の取り組みや、子ども・若者の自殺関連行動に対応するための視点についてもご説明いたしますので、休み明けからの各所属における自殺防止活動にお役立ていただけるものと存じます。

初めに、本事業において座長を務めます、当センター所長、田中治よりご挨拶を申し上げます。田中所長、お願いいたします。

2 座長挨拶 (2' 04")

田中所長:みなさん、こんにちは。青森県子ども・若者の自殺危機対応チーム支援事業説明会にご参加いただきまして、ありがとうございます。本日、座長を務めさせていただきます、田中治と申します。青森県立精神保健福祉センターの所長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のこの事業説明会、青森県子ども・若者の自殺危機対応チームの事業ですが、目的としましては、今子ども・若者、特に一昨年の児童・生徒の自殺者数が過去最多ということになってしまっていて、その後も10代20代の自殺率が非常に高い率で推移しております。子ども・若者を取り巻く状況というのは非常に様々な要因が自殺に結びついて、その背景があるとは思いますが、私たち、この事業を通して、非常に困難な状況にある子ども・若者の状況を少しでも改善の方向といいますか、自殺のリスクを少しでも減らしていきたい、いい状態に向けていきたいという考えでこの事業を立ち上げました。背景としましては、厚生労働省の自殺予防対策大綱が、子ども・若者の自殺予防を非常に重点的に行うようにという目的が、今、打ち出されております。私達はこの事業を、少しリスクの高い方もやはり改善に向けて働きかけていきたいと思いました。あるいはWHOの考え方っていうのはハイリスク者だけではなくて、自殺予防の観点からも進めていくべきであるという点が重要だということがうたわれております。本日、説明させていただくこの事業は、子ども・若者を対象にしての自殺の危機をできるだけ良くしていく、改善していくという事業。皆様のご参加でこの事業をいい方向に活用していただくのが、これからの青森県における自殺予防、特に子ども・若者の自殺予防にとって非常に重要なことになると思いますので、この事業説明会をさせていただきます。これから行政の方から、あるいはこの事業を立ち上げたJSCPの松田様から説明があると思いますので、ご不明な点があればどうぞ遠慮なく、ご参加の皆様チャットを通して質問していただければと思います。これからの活動に向けて役立てていただきたいというふうに考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

小島課長：続きまして、こちらに控えております事務局員をご紹介します。まず、学校教育課、生徒指導支援グループ、主任指導主事、大西一仁様。

続きまして、県民活躍推進課、学事振興グループ、堀川良隆様。

青森県障がい福祉課、船水祐志様。船水様には引き続きまして、青森県の自殺の現状等についてお話しいただきます。では船水様、よろしくお願いいたします。

3 青森県の自殺の現状等について（6' 05"）

船水技師：青森県健康医療福祉部、障がい福祉課で自殺対策を担当しています船水と申します。私の方からは簡単にではありますが、県の自殺対策全般についてご説明させていただければと思います。こちらの資料を使いまして、説明していきます。

まずは青森県の自殺の現状についてご説明します。青森県の自殺の現状ですが、コロナ禍に自殺者数の一定数の増加がみられて、令和3年には大きく報道された通りワースト1位になりました。その後減少は続き、まだ概数ではありますが昨年は皆様のご協力のおかげで全国平均に近づいて自殺死亡率17.8ということで、全国ワーストから数えて21位ということになりました。ただ余談にはなるのですが、今年はやっと昨年と比べて少ないと言える状況にはなっていなかったため、まだ引き続きご協力をいただければと思います。

こちら人口動態統計、先ほどの概数なのですが、細かい数値についてはまだ出てない部分もありまして、載ってないところもあるのですが、左上の男女別自殺死亡率をご覧ください。令和5年は私の方で計算したものとなりますのですが、女性は全国と同等の水準で推移してきておりますが、男性はずっと全国よりも高い水準で推移していることがわかるかと思えます。右上の2番ですが、年代別自殺者数となります。本県では40歳-64歳と65歳以上は、ほぼ同数で推移しているということがわかるかと思えます。20歳未満の状況が小さくて見えにくいので、左下の3の20歳未満の自殺死亡率をご覧ください。こちらについては、後ほど他の方からもご説明あると思うのですが、全国ではちょっとずつ増えてきているという形で、青森県は上下があるのですが、少し増えてきたという様子も見受けられるところです。令和5年は、まだ計算できていないのですが、自殺者数自体は2人ということで概数が発表されております。右下、消防の救急搬送。こちらはですね、リストカットとかオーバードーズなどによって自損行為で消防の救急搬送された方の状況になります。データが平成30年からしかないのですが、その後、平成30年から自損で運ばれる救急の件数が徐々に増えているという様子が見受けられるかと思えます。このうち特に10代、20代も増えてきているということになります。

次に県で策定している自殺対策計画についてご説明します。まず、こちらは自殺対策基本法に基づき、平成29年度に策定した計画となります。各目標指標を設定して取り組みを進めてきておりまして、ちょうど去年、令和5年度が計画の満了となっております。自殺死亡率の目標は16.6として設定させていただいたのですが、わずかに届かなかったのですが、皆様のご協力があったら17.8ということで、だいぶ近づいてはきているという状況になっています。自殺者数についても同様に達成はできなかったのですが、近づいてきてはいるというところです。市町村でも自殺対策計画を策定することとなっておりますが、それについては全ての市町村で策定されております。死にたい気持ちを抱

えた人などに気づいて声をかけて適切な相談窓口に繋ぐゲートキーパーについて、ケアマネジャーを対象に目標値を設定しており、こちらも達成できております。学校の皆様に一番関係するところだと思うのですが、こども・若者対策として、SOS の出し方教育について、全市町村で実施というのを目標にしておりましたが、ちょっと新型コロナウイルスで取り組みが進みにくかったことも考えられますが、35 市町村ということで、着実に進んできたところとなっております。青森県の健康経営については目標は達成しているという状況です。

こちらが、昨年度までの計画期間であった第 1 期計画だったのですが、今年度から令和 11 年度を計画期間とする第 2 期計画が策定されております。目標値は令和 11 年の時点で自殺死亡率 12.8 というふうに設定しております。概要については、先ほどとかぶりますので割愛させていただきます。

こちらが施策体系図です。国の方針、いわゆる自殺総合対策大綱を踏まえた、自殺対策を推進するための本県の基盤的な取り組みを基本施策、重点的に取り組むべき対象者への取り組みを重点施策と位置付けております。施策体系自体には 5 年前の計画と大幅な変更は加えておりませんが、基本施策に新たに 7 番として女性に対する支援の強化を加えております。重点施策についてはわかりやすいようにちょっとネーミングを変えたりして設定させていただいております。第 2 期計画をすすめるために重点施策、基本施策、それぞれの目標値を全て刷新させていただいております。

重点施策の指標について説明します。高齢者について前まではケアマネジャー対象のGK育成だったのですが、職種を限定せず、市町村との合計で毎年 2300 人と設定させていただいております。現状値にあたる令和 5 年は、2100 人ということでしたので、達成率としては 91%ということになります。働き盛り世代としては、がん生活習慣病対策課が策定している健康増進計画と揃えて、令和 4 年の 1950 社をベースとして、年 171 社増加させるということを設定させていただきましたが、実際にはちょっと令和 5 年に減少が見られたということで、こういったマイナスの数値になっております。こども・若者対策としては、SOS の出し方教育。前までは、市町村数という数え方だったのですが、目標値を、小中ともに 80%以上の学校で実施する、というふうに変えました。各市町村の保健部門を通じて春先に確認させていただきましたところ、小学校で 67%、中学校で 75%実施しているという状況でしたので、今後は市町村や学校の皆様のご協力を得ながら実施率を高めていければと思うところです。基本施策については、基盤的な取り組みということで、毎年当然やるべき指標を設定し、資料に記載された通りの目標値、現状値としてとなっております。

最後に今年度、青森県の具体的な取り組みについてご説明します。こちらが障がい福祉課で行っている取り組みの全体像になります。各事業についての詳細はこのあと説明しますが、全ての年代に対応した普及啓発や、一般の方の幅広い相談体制、必要に応じた専門の相談支援体制をそれぞれ取るという形になっております。私からは細かい説明は割愛しますが、この後、説明することも・若者の自殺危機対応チームが、この SOS の出し方や教員の SOS の受け止めに関連してくる部分かと思っております。

まず、普及啓発からです。こちらのポスターや CM、見たことのある方も多いと思うのですが、2 年前からこういったテレビ CM を実施し、今年度も 7 月に放送したところです。次は 9 月に放送される予定となっております。また、ポスターも中小企業に送付することとしております。昨年も送付させていただいておりました。あとホームページ、特設ホームページもこちらの URL で運営しております。昨年か

ら通学、通勤者にも周知できるように青い森鉄道や奥羽本線において、広告も出しているところです。その他、LINE やヤフー等で、リスティング広告(検索連動型 web 広告)を出しているところになっております。

こちらが市町村と民間団体、青森いのちのネットワークで開いていただいている交流会の様子になっております。毎年 10 から 13 市町村で開催しているという状況になっております。

次にゲートキーパーですね。今までケアマネジャーのみを対象としていたものをデイサービスやヘルパーなどのサービス事業者にも対象を拡大して、今年度実施することとしています。また中小企業を対象とした開催では今年は蓬田村、大鰐町、十和田市で開催することとしていまして、市町村の方々にも協力してもらいながら準備をして進めているところです。次に青森いのちの電話についてです。県で運営の補助金を出しております、引き続き毎月 15 日はフリーダイヤルということで対応させていただいております。左下をご覧ください。高校生を対象とした SOS の出し方教育です。直接、都道府県計画の指標とはしてなかったのですけれども、学校教育課の春先のアンケートでは、高校における実施は大体 2 割ぐらいということにとどまっているのが現状です。県が設置している保健所では学校からの講師派遣の依頼を受けて実施させていただいておりますので、今後も必要な協力をして進めていければと思うところです。最後に右下の相談窓口一覧ですが、こちら学校さんにも毎年配布させていただいております。今年は割と明るい色にしたということで、こういったものを配布させていただいております。

次に法律相談です。法律に関する問題も自殺に繋がる要因の一つになりうるということで、県では 30 分無料で弁護士、司法書士による相談を行っております。毎年一定の利用があるところで、今年度も既に約 50 件程度の利用があったところです。最後に皆様にチラシ等を配布させていただいた LINE 相談です。昨年も 90 日間と期間を拡大して実施していましたが、今年度はそのさらに 2 倍という 188 日間実施することとしています。今年度は、昨日からなのですけど青森駅、新青森駅、八戸駅、五所川原駅、弘前駅にもポスターを掲示して、通学の生徒にも見ていただけるようにしております。10 月には一応 LINE での広告も一定期間やることと考えております。昨日から始まっています、昨日 8 件の相談がありました。引き続き必要とする生徒への周知をお願いできればと思います。以上、大まかではございますが、今年度の県の取り組みをご紹介させていただきました。私からは以上となります。

4 こども・若者の自殺関連行動に対応するための視点について (17' 22")

小島課長:本日は、いのち支える自殺対策推進センター、こども・若者自殺対策室より松田芳明様にご参加いただきまして、こども・若者、(特に小中高生)の自殺関連行動に対応するための視点について、と題してお話しいただきます。

松田オブザーバー:それでは、私の方から少しお話を申し上げたいと思いますが。JSCP の松田って一体、何者なんだろうかというふうにお考えになる方もいらっしゃるのですが、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は東京都の中学校の教員としてずっと奉職をしてきました。その間、指導主事として教育委員会の方に行ったりなどしながら、最後は、中学校の校長で終わったということです。ですから、今日ご視聴いただいている学校の先生方とも深い関わりがあるというふうに思っていたらいいなと。それで退職をして、こちらの方のお手伝いをしながらというふうになっております。

では、今日の話の流れということで、20 分から 30 分いただいておりますので、まず小・中学校の高校

生までの自殺の状況。そして、学校が希死念慮を発見しにくい現状についてということ。最後に JSCP による研修等に関わるお知らせを交えていきたいと思っております。

最初に皆さん毎年平均して何人の児童生徒が自殺で亡くなってるかご存知ですか、ということですが。先ほど、座長のお話も出てきたのでおわかりかと思いますが、こんな感じですよ。最近では 514、513 という数が出ています。高止まりした状況になっていて、最も多いのが高校生でした。さすがに小学生は 10 数名前後ということで、ちょっと少なめになるわけですね。

こちら、昭和 55 年からのグラフを見ていただくとずいぶんと昔に比べて増えてしまっているという状況があると思います。昭和 61 年ぐらいにすごい数字を出したのですけれども、これ覚えてらっしゃる方いらっしゃいますでしょうか。アイドル歌手がビルから飛び降りて亡くなった年です。このときには、いろんな意味でそこに影響を受けたお子さんたちもいて、こども・若者の自殺が増えたというふうに言われています。こんな形でこどもたちの自殺の状況がなかなかストップしないということが続いています。なおかつ、ちょっと年齢を階層で分けると、10 歳から 14 歳は上昇率は高いわけじゃないのですけれども 15 歳から 19 歳にかけてはこの通り、どんどん右肩上がりが増えていくということになります。

また更に、特に女子中学生については、過去においては男子中学生の方が圧倒的に多かったものが、どんどん増えてきているというような状況が表れているわけです。つまり、ここでちょっと見方を変えると小学生は 1 ヶ月に 1 人、中学生は 2 日に 1 人、高校生は毎日のように 1 日に 1 人、亡くなっているという現状があるのです。

ただ、亡くなっている数の裏には、実際に既遂をしてしまったお子さんの裏には、未遂のお子さんとか、希死念慮で悶々としてるお子さん、苦しんでるお子さんが居ると考えると、その 500 何名の何十倍もの数のお子さんたちが自殺関連行動、自殺に関わる悩みを持ってるといふふうに捉えていただきたいということです。国立成育医療センターの方が発表したものの中に、小学校五、六年生の 16%、中学生の 13%が直近一週間に自傷を行ったと答えていて、数%は毎日自傷している。まだ小学生とか、中学生だし関係ないというふうには限らないんだ。この自傷ということも考えると、相当な数であるといふふうに捉えてください。

また、こちらのグラフは、10 代の死因。病気で死ぬよりも交通事故で死ぬよりも不慮の事故で死ぬよりも、圧倒的に自殺による死亡者が、この日本では多いということです。これだけ多い先進国というのは他にはないとも言われています。こういった状況が子供たちの中にあるんだといふふうに捉えていただいて、もう少し詳しくこれらの自殺の原因とか動機、小中高生が自殺すると学校だけだといふふうに思われるのですけれども、そうじゃない部分について、エビデンスとして感覚的に覚えていただけたらと思います。

これは令和 5 年度の自殺の原因動機。警察庁の自殺統計です。自殺したお子さんがいたら、その子の遺書とか周りへのいろんな調査とかを含めて、警察の方が自殺の原因と思われるものを特定していて、過去には三つまでだったのですけれども、近年では要因について四つまで選ぶことができるようになってきました。その中で家庭問題、健康問題、学校問題を見ると、学校問題が非常に多いという印象を受けます。良くないのは、学校問題だとするとすぐにいじめが自殺の原因なんじゃないか、動機なんじゃないかっていふふうに捉えられるのですけれども、実は違うのですよというお話も、この後したいと思います。そして健康問題、家庭問題、そして「分からない(不詳)」。もう原因が全然わからないんだといふお子さんたちもいるんだということは頭の中に入れておいてください。

学校問題を原因動機とする自殺者数。ちょっと小さいかも知れないですけども表にしました。この中で多いのは学業不振、進路に関する悩み、学友との不和でいじめ以外、いじめはこの通り昨年度は1という数字になっています。また、その他、学校もいろんな問題があるのですが、これは部活動関連が実は多いのです。つまりこういった状況を考えたら、これ全部学校の問題なんじゃないかなと思われる方も多いのですが、実は学校だけではないのですよね。進路に関する悩みで入試以外となると、生活困窮が関わっていたりとか、学業不振の中には、そのお子さんの持っている発達障害等の問題が隠れていたりとか、そういったことがあるのです。つまり学校だけでは対処しきれない部分があるのだということは、ぜひ学校の皆さんも受け止めていただきたいですし、他の部署の皆さんにも感覚的に分かっていたいただきたい。

それから健康問題。これは病気の悩み、うつ病だという方がやっぱり多い。それからうつ病以外の、その他の精神疾患というのも多い。これらの病気に対して学校だけで対応できるはずもないということ。つまり連携が必要な機関としては、保健所の保健師さん等々、精神保健福祉センターも関わる場合もあると思います。地域によっても若干違いますが、そういったところと連携しなければ、学校だけで対応することは難しいということです。

また、家庭問題を原因動機とする自殺児童者数。見ていただくとわかるのですが、親子の不和、そのほかの家族関係の不和、それから家族からのしつけ・叱責というのも多いということがわかっています。こうなると、家庭での養育と考えると、要保護児童対策地域協議会と連携していくということが当然あります。虐待絡みであれば、当然、要対協というのは当たり前なのですが、それ以外でも要保護児童対策地域協議会の方で、家庭の事の支援を行うようになっていますので、学校と要対協が連携して、そういったお子さんたちに対応していくことになるでしょうということです。

経済・生活・勤務問題を原因動機とする自殺者数ということで。高校生でも当然のことながら定時制に通って働いてるお子さんたちもいますし、高校生になって一人暮らしを始めるお子さんがいたりとか、また職場があれば当然いろんな悩みがあるというようなことが出てきます。そうすると連携先としては生活困窮者支援担当です。中には当然ながらお子さんたちがネグレクト状態で、上のお子さんが家族の面倒を見ているというようなこともあります。親御さんが仕事をしていないというケースもあります。そういった場合には要対協と合わせて生活困窮の部分を行うということです。

それからもう一つ。先ほどちょっと統計が変わって19歳以下ということで、その中には失恋による自殺者というのも未だにいらっしゃる、多いということです。それから犯罪発覚等と孤独感。犯罪発覚等というのは、数年前にありましたよね。ある県で中学生が万引きしたんじゃないか、ということで、万引きしたんだからお前は推薦しないんだと学校で言われて、そのことを苦にして亡くなったという事案がありました。犯罪発覚そのものではなかったのですが、そういったことで何かをしてしまったときに自殺に追い込まれるということもあります。こうなってくると、教育相談が関わってきたりとか、場合によっては失恋のことであれば思春期相談とか、犯罪がらみであれば少年センター、警察の青少年の部署が対応するような話になってくるだろうと思います。このような形で、学校だけでは解決しない、できない問題がありますよとお話をしてきました。

(29' 01") 今度は、スクールカウンセラーへの相談と自殺の原因・きっかけとの乖離ということで、ちょっとお話しします。スクールカウンセラー相談事業の資料の中に、こういった、どのぐらい相談件数が全国であったのかという統計があるのですよね。それをちょっとパーセンテージに落としてみました。その

中で赤いものが自殺と関わるところが多い部分です。

スクールカウンセラーとの相談の件数と、実際に自殺の件数を見たときに、ここにある通り、スクールカウンセラーには、家庭問題で相談している数が自殺問題に比べて少ないという状況がわかります。健康問題もスクールカウンセラーに相談されてないというところがあります。学校問題はスクールカウンセラーに相談してるケースがすごく多いのですね。自殺問題だと36.6ってことは、スクールカウンセラーがゲートキーパー的な役割というか、カウンセリングすることによって少しでも和らいでいるお子さんたちが、スクールカウンセラーの力によってあるんだなということが見てとれるかなと思っています。ただ、裏を返すと、家庭問題、健康問題についてはスクールカウンセラーに相談しにくい現状。場合によっては、スクールカウンセラーにそういったことも相談していいんだよ、っていうふうに、青森県の要綱がなってるのならば、そういうことも案内しておくことが自殺予防に繋がる、ということも一つ頭の中に入れていただきたいと思います。

学業に関する悩みというのが多いのですが、実は、スクールカウンセラーには不登校で相談してる件数がすごく多かったりとか、また発達障害関係で相談してるケースがすごく多かったです。進学に関する悩みに関しては、この発達障害とか不登校を加えると、スクールカウンセラー絡みでは70%ぐらいのお子さんたちが、自殺でいうところの相談とか悩みの原因動機と関わるようなところで件数が上がってるんだと。やっぱりこら辺は、さすがスクールカウンセラーの方たちの活躍によってくるんだなって見方もできるというふうに思います。

教職員と児童生徒・保護者との乖離ということでもちょっとお話しします。不登校の要因分析に関する調査研究というのがありました。令和6年3月に公表されています。このデータを基に言いますと、赤いアンダーラインが引っ張ってあるものが、不登校に関する要因とかそういったことに関して教員が感じているところが青い帯です。児童生徒が言ってるのが緑色、保護者が言っているのがオレンジ色。こう見ると、体調不良とか不安とか抑うつとか、いろいろ眠れないとか朝起きられないことに関して、それが不登校のきっかけになってると思ってる教員は少ない。でも、子どもたちや保護者の方はこのところでもうちょっと学校は何とかしてくれてたらなと感じられてるのは間違いのないことなのです。教員が見てるものと、保護者とか児童・生徒が感じる場所に、ちょっと乖離状況があるというふうには捉えておく必要があるだろうと思います。

こんなものもありました。不登校児童の状況の中で相談や指導を受けてこれなかった、つまり相談受けてないって答える子どもが多いのが、学業不振。これは、「全然指導してくれないよ」と。さっき言った学業不振の自殺者が多かったのですが、これに関して学校側からの支援が受けられてないというふうには子供たちは感じている部分があるんだ、ということは心に留めておいていただきたいと思います。なかなかいろんな条件があって簡単にはできないっていうのもわかるのですが、ちょっと相談に乗ったりとか、いろんなやり方があるのかなと、これからの大きな課題なんだろうと思います。

合わせて子ども家庭庁が発表しました。これ実はJSCPが受託していたのですが、子供の自殺の多角的な要因に関する調査というのがありまして、詳細のことについてお話するのは、時間もないのでJSCPのサイトの方にそういった資料がございますから、ぜひお時間がある時にお読みいただけたらなというふうに思ってます。その中で、実際にいろんな各都道府県等からいただいたデータをもとにして分析すると、家庭関連の情報、それが原因動機だったことっていうのがやはり多いです。それから健康問題でもその他というのが多かった。不定愁訴というところが多かった。学校関係ではやっぱり学業不振、

その他が多かった。その他っていうのは、実は先ほどちょっと触れましたけども、部活動の問題が多かった。部活動だと同じ学年の子がいたりとか違う学年の子たちがいたりとか、顧問との関係とか、いろんな全部ひっくるめているので、これがとは言いえないんですけども。

学校関連情報の中では、直前に学校での出席状況変わってますかとか、周りの方達、先生や周りの友達等についてはそういった既遂してしまった子について何か気づいてたことはありますかという、以前と変わらず登校、出席しているということです。また周囲の気づきは、記載がなかったっていうのが実は一番多いのです。自殺の危機も変化にも気づかれていない。つまり、苦しんでるんだけど周りに気づかれてなかったというところが、やはり大きな課題になってるんだなというふうに思っているところです。

(35' 30") こういうことも併せて先生方への JSCP からの情報提供、お知らせです。我々の方では実は、学校・教育機関向けの資料集というのを作っています。その中でいろんな学校における自殺関連対応のマニュアルを、いくつかの県とか政令指定都市でこうやって対応しましょうという細かなマニュアルを作っています。文科省の作ったものもあるんですけども、平成 21 年でかなり古いものですよ。それに関して新しいものが出ています。SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の関連資料。これも今、多分学校は、毎年、全学年で実施してくれというように、文科省が以前とは切り替えました。各学校でと言っていたのが、各学年で全学年でということになってますから、どちらの県も全ての学年のプログラムを用意するというのが非常に難しい。なので、我々の方でいろんな教育委員会に協力していただいて、いろんな都道府県の資料、または学校の資料を集めて、お互いに融通していいですよということで集めてますので、いろんなところからどの学年にこれを使おうか、あれ使うかっていうことをやっていただけたらいいなということです。それから、研修会の、研修講師を呼ぶのはなかなか、実は自殺の専門の講師の方は多くありませんので、我々の方で研修動画を作っているものもアップしています。それから文科省の自殺が起こったときの背景調査というのは重要なところですけども、昔、通知来て、その後どこ行っちゃったんだろうかという状態になってる学校も、ひよっとしたらあるかもしれません。そして、もう一つです。保護者向けのものも集めています。自殺をしそうだなどといった希死念慮のあるお子さんのことに関しては、家庭の協力がなくてはできないので、そういった保護者に啓発プログラムをやっていく必要があるんだと。保護者もゲートキーパーとして、ということであれば、我々が用意している資料から、学校の保護者会等でお使いいただけるようなことができますよ、ということでございます。

我々の作っている研修プログラムについては、動画教材ということで公開しています。これについても JSCP のサイトに載っています。中身としては、希死念慮のある生徒との適切な関わり方。要するに、一対一で面談するには、とかそういったことを中心にして作っております。お一人で見ることできますし、学校の中の研修会で使うこともできますし、指導主事が例えば 10 年次研修とか、初任者研修でとか、いろんな研修の場で、また生活指導担当でというようなことでお使いいただくことも可能になっています。もしその際、ご協力いただけるようであれば、我々はこの研修を受けていただいた方からいろんなご評価をいただいて、さらにプログラムをブラッシュアップしていこうと考えていますので、もし可能でしたらご協力いただけたらなと思ってるところでございます。ちょっと早口でお話をさせていただきましたが、私から話さなくちゃならない点については、以上で終わらせていただきます。

(38' 49") ちょっとだけ補足の資料をまだ時間があるのでお見せします。先ほどの令和 5 年のものをやりましたけども、令和 3 年、4 年と 3 年分を一覧表にしてみたのです。その中で、学齢で言うと、ちょっと高校生が多いのかなとか、ある学年少ないのかなと思うんですけども、これ母数は違うのでなかな

か比較できないですけども。クラスター分析というのをやったので、この統計について細かくは説明することはできないんですけども。そうしますと健康問題では、高校生の女子が毎年非常に多いということが見えています。交際問題でもここ 2 年では、高校生の女子だったり男子だったり、毎年は女子。学校問題は、高校生の女子は比較的少ない。高校生の男子が多かった。家庭問題は小学生の女子でも多かったり、中学生の女子でも多かった年があったりとか、そんなことがわかっています。と、いうことで少し補足させていただきましたが、私のお話は以上でございます。

5 青森県こども・若者の自殺危機対応チーム支援事業について（40' 20"）

小島課長：次第の 5 番、青森県こども・若者の自殺危機対応チーム支援事業のご説明を私の方からさせていただきます。

事業概要を説明させていただきます。このグラフは先ほど、松田先生にも見せていただきました。左のグラフが自殺者総数、右が小・中高生の自殺者数です。左のグラフでは、縦線が引かれている、平成 18 年自殺対策基本法の成立年ですけども、その後自殺者数はある程度減少させることができている。しかし、小・中高生に関しては、全体の動きとは全く異なって上昇傾向が続いている。そして、令和 4 年度の小・中高生の自殺が過去最大の 514 名、令和 5 年度も同水準の 513 名となっている。

平成 29 年の第 3 次自殺総合対策大綱からは、こども・若者の自殺対策が重点施策とされています。画面に出しましたのは令和 4 年から現行までの第 4 次自殺総合対策大綱ですけれども、推進すべき自殺対策として、こどもの自殺危機に対応していくチームとして学校や地域の支援者が連携し、自殺対策に当たることができる仕組みの構築を求めています。

令和 5 年 6 月にとりまとめられたこどもの自殺対策緊急強化プラン。こちらでは、皆様もご存知の自殺対策施策が並んでおりますが、その中に多職種専門家で構成される若者の自殺危機対応チームを都道府県に設置して、市町村等では対応が困難な場合に助言等を行うモデル事業を拡充するようにと求めています。この事業を拡充し、いずれ全国への設置を目指すこととされています。

なお、令和 5 年 9 月には、厚労省、文科省、こども家庭庁の 3 大臣連名で、全都道府県市町村の首長、議会議長、教育長宛てにこどもの自殺対策の推進のためと題したメッセージが送付されています。その中でもこども・若者の自殺危機対応チームを通じて、学校と地域が連携して子供の命を守るための取り組みを強化してくださいとされています。このような状況下で、本県においても今年度、自殺危機対応チーム支援事業を立ち上げるに至っているものです。

当県のこども・若者の自殺危機対応チーム支援事業を説明してまいります。本事業の目的です。こども・若者の自殺危機に対応を求められるのは、まず学校現場、そして居住地市町村になるかと考えます。しかし、自殺の背景は複雑多岐であり、見立てや対応にはかなりのノウハウ、そして他機関との連携を必要とするものです。よって、本事業では、多職種からなる専門家チームにより地域の支援者に対する支援を行うこと、そして地域のネットワーク形成に寄与することを目的としています。

自殺の背景となる要因は、一つではなく複数が絡み合っているものです。学校だけとか、市町村自殺対策担当課だけではカバーしきれませんし、ちょっと危ないこどもを病院に繋いだから大丈夫という問題でないことはご理解いただけるものと思います。自殺危機対応チームのバックアップを得ることで、

自殺の問題に多職種の視点を得ることができます。また、問題への対応には、地域の支援ネットワークを作って当たるように我々支援してまいります。

2、実施主体です。実施の主体は青森県であり、事務局は障がい福祉課、学校教育課、県民活躍推進課、精神保健福祉センターが共同で担います。本日の説明会の参集範囲も公立学校、私立学校、区市町村の自殺対策に関係する部署の方々にお集まりいただいております。我々が同じ目線を持って問題に当たれるようになることが重要と考えます。運営事務局に関しては、青森県立精神保健福祉センターが担っております。この後説明してまいります。支援の申し込み等でもまずご連絡いただくのは精神保健福祉センターということになります。

3、事業内容です。事務内容はこちらになっていて、大きくは、問題のアセスメント、支援計画の作成、支援の実施に係る技術的助言、そして支援結果を検証して次に活かす、そういったことをしてまいります。実際の動きに関しては、要綱の5、支援の実施の部分で説明してまいります。

その前に組織運営です。組織は、ここに挙げております五つの専門領域の委員にて構成しております。現在、心理士の部分にはスクールカウンセラーさん、社会福祉士の部分はスクールソーシャルワーカーさんを充てております。

要綱の5、支援の実施の部分です。ここから引用しております。こちらの図は、お送りした要項の最後につけております支援の流れ図を分解したものになります。まず自殺危機にある本人を発見した支援者は、電話にて運営事務局に事前相談をしていただきます。自殺防止については、緊急対応を要するケースがあることを想定するため、まず電話にて必ず緊急性、緊急度を確認いたしますので、緊急対応が必要なものについては、地域関係機関と素早く対応し、入院保護といった緊急対応に向けることとします。このオレンジ色の流れが緊急対応の想定です。そして、緊急対応を要しないものについて、通常のチーム支援の実施に進んでまいります。

こちらは支援申し込みシートの様式ですが、こちらの申し込みシートには支援の方法や場所、助言を得たい専門職等について、ご希望を記入いただけるようになっております。運営事務局では、こちらの支援申し込みを受けて、支援者に現状についての調査依頼をいたします。

このタイミングでの調査依頼は、現時点で申し込みの時点でわかっている情報を収集して、これからどのようにアプローチするのか検討するための初期調査の意味合いを持ちます。こちらの調査、様式2のアセスメントシートにまとめていただくように依頼する予定ですが、見ての通りかなり多くの項目がある様式で、この初期調査の時点で全ての項目を埋めることを求めるものではございません。スピード感を持って、今わかっていること、そしてわかっていないことを確認するための目的の調査になります。支援を要するケースに関しては、既に現場でお使いの様式で情報をまとめられているかもしれません。情報収集を必ずこの様式でしなければならないの？という考えもあると思います。ただ、こちらのアセスメントシート、自殺対策のために必要な情報を網羅的に収集することを助けられるように作成してございます。内容は本人の状況、保護者の状況、そして支援者や関係機関の状況、それから、これまでの支援の経過、自殺リスクに関する情報。そして現在、たった今、自殺に至らずにすんでいる保護要因、強みの情報、そして関係者それぞれのニーズといった構成にしておりますので、こちらのシートをご活用いただければと思います。

支援の申し込みをいただくケースがここに至るまでにも、おそらく様々な支援を受けてきているものと

思います。その支援の中で既にできているものもあれば、まだできていないこともあるんだろうと思います。地域に足りている支援もあれば足りていない支援もある。もしかすると、自殺を食い止めてくださっている大切な支援もあるかもしれません。そのような各地域の支援や資源の見立てを含めて共有していきたいと考えております。

(2)支援の決定です。アセスメントシートを用いた初期調査の結果を受けて運営事務局では、事務局内である程度自殺危機の見立てをさせていただきます。支援の方向性を検討して支援の方向になうチームメンバーを派遣するよう、計画させていただきます。例えば精神疾患に重きがあるケースであれば医療メンバー、生活困窮などに重きがあれば法律家メンバーといった判断をいたします。もし支援の申し込み時点でどの領域の助言を得たいのかというご要望がありましたら、なるべくそれに沿いたいと思いますので、支援申込書の方にご記載いただければと思います。支援の方法もご希望に応じて現地への派遣の他、オンラインでの助言も対応していきたいと考えております。こちらは、派遣が決定した際の通知の様式になります。

(3)支援の実施です。想定しております基本的な方法は、支援者が支援者の地元で開催する個別ケース会議等へのチームメンバーの派遣です。ただし、地域における既存の会議等に本事業をだきあわせて開催するといった活用も効果的と考えていますので、そういったあたりも申し込み時にご相談いただければと思います。なお、チームメンバーを繰り返し派遣することは必ずしもできないかもしれませんが、たった1回の会議参加のように単発の支援に終わることはなく、ある程度の期間、適宜、チームメンバーからの助言を受け続けられるように、運営事務局の方でフォローをいたします。

ケース会議等を通して様式5の支援計画シートが作れるように支援したいと考えております。支援計画シートには精神科、クライシスプランと似た機能を持たせることを考えております。こちら、支援計画シートの様式なのですが、内容は支援に関しての本人やご家族の意向。それから、地域の支援ネットワークの状況。そして、安定した生活の維持のために、本人や周囲ができることは何か。不調のサインが見られたときに、どんなサインに対して誰が何をするのか。自殺危機の迫った緊急時に誰が何をするのか。そして、本人やご家族が長期的に実現させていきたいことは何なのか、等が支援計画シートの内容となっています。精神科のクライシスプラン見たことの使ったことのある方もいらっしゃるかもしれませんが、ご本人やご家族の意向を聞きながらそれを地域のネットワークと良い関係を持って、本人の安定や危機への対処ができるようになっていくことが理想と考えます。

要項の(4)以降6運営会議のところまでは、派遣による支援の終結後に関するものです。支援の終結に関しては、先ほども申しましたように単発の助言で終結にすることではなく、自殺危機のリスクが下がったときであったり、地域のネットワーク支援が機能するようになったとき、そういったことを見極めて終結することを考えております。そして、終結後は地域の支援者や、地域の関係機関が連携して本人を支援し続けられるような形を作れていると思います。支援にあたったチームでは、各種様式を使いまして支援を報告し、運営会議という会議を開催して支援の総括をいたします。自殺危機対策のための知見やノウハウをこちらで蓄積してまいります。それは、次の支援にまた生かされるとともに、ゆくゆくは自殺危機を起こさないための予防的な取り組み等のヒントなどを抽出して、皆様に還元していきたいと考えております。

自殺リスクの背景となる様々な問題の中には、経済的問題、病気、障害といった容易に解決が望めないものもあります。そのような問題には今後も関わり続けなければならないものかもしれません。しか

し、支援の結果として、生きることの促進要因になる周囲との支え合いとかやりがいとか楽しみ、将来の夢、自己肯定感、そういったものを確保できれば自殺という選択を遠ざけていけることを可能にしていけるのではないかなと考えます。その意味では学校の先生方が日常行っている教育活動、地域の支援者が日常行っている子供たちのための活動、そのものがこども・若者の生活を充実させて、将来を開き、広い意味で自殺防止のための役割を持っている。そのことは我々も重々承知しているつもりであります。さらに養護教諭の先生、スクールカウンセラーは、こどもたちの悩みを聞いてメンタルヘルス改善のために頑張っているし、スクールソーシャルワーカーさんは、関係機関と繋いでネットワークを作って対処する、そういった活動をしていらっやいます。SOS の出し方研修会もやりました。そのようにこれ以上まだやらなければいけないことがあるのか、そういう思いを持たれる方もいらっやるのではないかと想像します。

それでも、いざというときには、本事業の活用も考えていただきたいと思います。画面に出したのは、平成 22 年に文部科学省の方で出しております、こどもの自殺が起きたときの緊急対応の手引きにある事後対応のチェックリストです。ひとたびこどもの自殺が起きてしまえば、遺族への関わり、マスコミ対応、保護者への説明会、生徒児童生徒の心のケアとか元の学校活動にどうやって戻していくのかと、そういった事後処理を徹に入り細に入り、対応することを求められると考えます。私自身は児童相談所への勤務の際に、児童・生徒の自殺の絡む案件にほんの少しですが関わったことがあります。その案件では、自殺された方を取り巻いて、加害被害が絡むような情報が世間に流れてしまっていて、マスコミへのリークだけではなく、インターネットでも炎上したために非常に多くの人が傷つく結果になりました。私から見て、その件に関わった全ての児童・生徒も、学校の先生方も、地域の人々も全員が被害者になってしまったように思われました。自殺予防にかけなければならない手間は、小さくないものと思います。しかし、ひとたび自殺が起きてしまったときに、その何十倍の手間、そして関わった人たちの傷つきが生じることを考えると、使える支援は使って周到に準備して、悲劇を防ぐべきであると私は考えております。

6 質疑応答 (59' 29")

小島課長: 次第の 6 番。質疑応答に移ってまいります。現時点でいただいているご質問がございますので紹介させていただきます。

(59' 40") ①「こころの相談窓口、いのちの電話、LINE 相談等の今までの取り組んできた事業の実績と分析を知りたいです。」というご質問です。「年齢、性別ごとの相談件数、増減、推移、実感としての事業の有効性などなど」、ということですので、こちら障がい福祉課の船水さんにお答えいただけますでしょうか？ お願いいたします。

船水技師: 障がい福祉課の船水と申します。ご質問いただいたことについて順番にお答えします。こころの相談窓口が一覧になっていて、複数の 100 以上の相談先が載っているっていうものになってまして、その件数っていうのを数えることはなかなか難しいかなとは思いますが、一覧自体は定着してきていて、配布できる関係機関も年々、増減はちよつとありますけれども増えてきているというのが実情ですので、相談窓口を紹介しているという機関が増えてきているのかなと思っていました。一覧の中に精神保健福祉センターだったり保健所だったりの相談窓口が載っているのですが、そういったところの相談件数は、右肩上がりではないと思うのですが、大きい流れとしては、増え

てきているのかなと思っております。いのちの電話ですけれども、県で補助しているということで、厳密な件数まではすぐに出てこないのですけど、クラウド型の電話という新しいシステムを昨年から導入して、大体年間 3000 件相談を受けられる体制になって、大体今 3000 件を受けている。実際、コール数は 3 万件以上ですので、10 分の 1 程度取れているっていうところで、どうしても相談員の方のなり手不足なところもちょっと課題かなと思っております。なので、キャパを広げれば広げるほど相談を受けられるという状態がいのちの電話は続いているものと思っております。LINE 相談は、毎年開催時期が違ったり、開催日数とか周知方法がちょっとずつ違ったりするので、一概にこうだとは言えないと思うのですけれども、令和 4 年に比べて令和 5 年は 1 日の平均相談件数が大体倍ぐらいになったという形です。年齢ですけれども、一番多かったのは 13 歳。2 番目に多かったのが 16 歳、3 番目に多かったのが 18 歳ということで、学校に進んだ新 1 年生ということになるかと思えます。性別で言うと大体 8 割が女性の利用でした。ほとんどが 10 代で 20 代は相談はあまり多くないかなという形です。相談の種類では、分けてしまうと人間関係が一番多くて、その次は学校だったり、あと家庭の問題も一定数ありまして、家庭の問題の部分に関しては学校の先生たちも対応苦慮しているのかなと思うところです。一定の需要がある中で、分類してしまうと人間関係ってなるのですけれども。私の方で全部の相談件数を見させていただいているのですけども、生の声とかを見ますと、やっぱり子どもたちから需要とかはニーズがあるのかなと思っていて、すごい大幅な予算を割いてそちらの相談窓口を広げているというのが実情です。それによって自殺が減ってるかどうかはわかりませんが、利用して相談というものを経験して、自分の思いを吐き出しているということも子どもたちはそれなりにいるのかなというふうに思うところです。ちょっと今、私の手持ちに全部の資料がないので、細かい数値とかを知りたい場合は、後日障がい福祉課にお電話いただければお答えしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

小島課長:次のご質問です。

(1°04' 10") ②「**私学において、県のスクールソーシャルワーカーを活用することはできますか**」というご質問がございました。これに関しては県のスクールソーシャルワーカーの活用は、現在の制度ではできませんというお答えになりますが、スクールソーシャルワーカーを活用したいというご要望とかご希望がございましたら考えますので、県民活躍推進課の方から質問をくださった方に後ほどご連絡させていただいて、個別の相談対応の仕方等についてお話ししたいと思います。ご了承いただきたいと思っております。

(1°04' 57") ③「**本事業の利用にあたって被相談者や家族からの同意は必須ですか**」というご質問がございました。これに関しては同意が必須ではございません。虐待通告でもよく似たような状況は起こると思いますが、介入を拒否していらっしゃるとか、相談関係がしっかりできていないままで対応を迫られる状況というのはあると思います。ご家族と子どもさんが反目している状態、絶対に言わないでねっと言いながら相談されることもよく起こります。そのような状況そのものに関して、相談いただければと思います。関係のある誰がどのように話しかけるとか入っていくことで、うまく支援に繋げていくのか、そのあたりも一緒に考えることができると思います。今のような状況について、松田先生の方では、ご意見等ございますでしょうか？

松田オブザーバー:そのお子さんの匿名情報、つまり個人が特定できないような形でこういうお子さんがいて、こういうことが起こっていて、学校としては次何をすればいいんだって相談は当然できないと困るのですね。だけでも、その子の名前とか住所とか個人情報。そこになってくると、本人同意があるのが当然必要になってくるわけなので、ただ先ほど小島課長も言われた通り、虐待案件になると今度は要対協という、法的会議体が使えるので、これはもう、同意なくても個人情報をやり取りしていいとなります。

なので、そのお子さんの状況がどういう状況にあるかということを見極める前には、まずは匿名情報で、危機対応チームと話をし、次こういことをやっていきましょう、これは親御さんの同意が必要ですねという指示が出るというふうに思っていたのが一番いいのかなと思っています。以上です。

小島課長: 松田様ありがとうございました。例えば病院に繋げましょうみたいな話になったときに保護者さんに、繋げてよろしいですか?と。そういった形で個人情報とうまく管理したり、同意を得たりしながら進んでいく、そういったことを一緒に考えていければ良いのだと思います。

船水さんへの質問ということで名指しさせていただいております。

(1°07'35") ④「スライド8枚目、第2期の各指標の現状値のスライドについて質問です。こども・若者対策、SOSの出し方教育を80%で実施する目標値ですが、分母は小学校数、中学校数との説明でした。現状、小学校67%、中学校75%は、そんなに実施しているのかなと驚きの数値でした。八戸市など都市部ではそんなに実施しているような印象はありませんでした。カウント方法ですが、数年に1回でも、実施しているとみなしているのでしょうか?」というご質問でした。船水様、お願いいたします。

船水技師: 私の方でお答えします。まず、カウント方法というか、調査方法なのですけれども、先ほど言った通り市町村の自殺対策を所管する保健部門、多くは保険部門を通じて確認しています。なので、私が直接学校に聞いてないという点では、もしかしたら認識のずれがあったりとか、SOSの出し方教育っていうものをどういうプログラムを指しますよ、という厳密な指定をしないので、学校側の解釈でこれを行っているということにしている、というものはあるかと思えます。数年に1回を実施しているとみなしているかということについては、みなしてないです。毎年、令和5年度に実施した校数は何校ですか?というふうに市町村に聞いてますので、その年度で実施した数ということになっています。ただ全学年で実施しているかどうかは指定してないので、1学年でもやっていけば実施しているというふうに数えられていると考えています。ちなみに八戸市が出てきてるのですが、三八は逆に実施校率は小学校・中学校ともに85%、82%で高く、低いのは、ちょっと地域を名指してあれなのですけれども、小学校は下北がダントツで低くて、その次が中南、その次に上北という形に少ない順になっています。中学校は少ないのが下北、中南、西北が少ないという形になっています。

小島課長: ありがとうございました。もう一つも船水さんにお答えいただくのが良いかと思うのですけれども。(1°10'26") ⑤「LINE相談から支援機関に繋がるケースがありますか」とのご質問です。

船水技師: LINE相談から支援機関に繋がるケースですが、多くはないですが、あります。ちょっと個別の情報になっていくので、どこの支援機関に繋がったとかっていうことは差し控えさせていただくのですけれども、もちろんそこは事業者と綿密に連携して、そういったケースは、ここに繋いでくださいとかいうようにしていますので繋がったケースはあります。ただ、こどもたち、割となんというか、もやもやした気持ちとかちょっとツライっていう気持ちを吐き出して、「ありがとうございました」と終わるケースがかなり多いです。そういったケースはすごい多いのかと言われると多くはないのが現状です。今年度やってみてこれからどうなるかはちょっと私もわからないところではございます。あともう一つですけれど、まだ始まってはないんで何とも言えないのですけれどもLINE相談からもう少し継続的な支援をするようなプログラム事業も今年度中に始めたいとは思っていました。以上です。

小島課長: 船水様、ありがとうございます。お時間迫っておりますが、Q&Aの方にご質問が無いようでしたの

で、すみません私の方から松田先生にお伺いしてよろしいでしょうか？こちらの自殺危機対応チーム支援事業ですけれども、私どもとしても、これからスタートするっていうことで、わからない部分もありながらのスタートです。

(1°12'16") ⑥他の県で既に行っている事業の中で、この事業を使ってよかったなとメリットに感じられているものなどあれば、紹介いただければと思います。お願いいたします。

松田オブザーバー:まず、先行してるところの事例では、危機対応チームでお預かりしたお子さんたち、要するに連携してやったお子さんたちで、自殺した方はまだ出ていない、ということなのです。つまり、それなりにきちとした対応機能ができるようになった。また、高校がどうしても他市町村のお子さんですから、その市町村の自殺対応の部署と繋がりがどうしても薄い、県立高校というのは。そこでこういった事業があると繋いでいただけるというところとか、また、医療に関わる問題って、市町村によってすごく医療機関の濃淡があったりするわけなので、そういったところでは全県でやることによって、ここだったら、すぐ入院ができるとかいろんなことができることはわかっています。逆にこれから大きな課題だなと思ってるところは、先行自治体で危機対応チームをやって、危機対応チームに関わったおさんは亡くなっていないのですが、誰にも気づかれずに自殺をしてしまったというような事例がたくさんあります。つまり、学校の中でやっぱりお子さんたちをキャッチアップするとか、家庭の中でもキャッチアップするとか。全ての県の大人たちがこういった中学生とか小学生とか高校生の1人1人のお子さんたちの状況について、何かあったら支援するんだっていう気持ちで繋げていくキャッチアップするという力もつけていけないんだっていうのが、ぜひこれから青森県さんも取り組んでいただけたらありがたいなと思ってる所です。以上でございます。

小島課長:松田先生、ありがとうございました。

閉会に当たりましては、当センター田中所長より一言申し上げます。よろしく願いいたします。

7 閉会 (1°14'30")

田中所長:皆様、お疲れ様でした。本日の青森県こども・若者の自殺危機対応チーム支援事業説明会、ご参加いただきましてありがとうございます。もし、本日の説明でまだわかりにくいという点がありましたら、どうぞ私達の方、精神保健福祉センターの方に事務局がありますので、お問い合わせいただければと思います。本当にご遠慮なくといいますか、この事業に少し気になっているケースがあれば、躊躇なくご利用いただければというふうに思います。今、松田先生からも最後、いろんな面でリスクがある方への感度を上げていければ、私達の事業はそういうためにも役立てれば、非常にありがたいかなというふうに感じているところです。これから青森県こども・若者の自殺危機対応チーム、どうぞご利用いただいて、皆さんと一緒にこれからこども・若者のリスクのある方々への支援をより強力なものにしていきたいと考えております。この事業にて、今後とも青森県の危機対応力を高めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

(1°16'00")